

平成21年8月17日  
原子力安全対策室

「タービン保管庫新設に係る申し入れについて」

本日、北陸電力(株)から、志賀2号機において取替後不要となるタービンを保管するための保管庫を新設することについて、安全協定第6条に基づき「事前了解」に関する申し入れがありましたのでお知らせします。

原子力安全対策室
県庁内線 4234
直 通 076(225)1465

## 志賀原子力発電所 原子炉施設の変更について

平成18年7月に発生した志賀原子力発電所2号機低圧タービン12段動翼損傷対策として、新翼を採用した低圧タービンを製作し、現使用の低圧タービンと取替えることとしている。

この取替えに伴い取り外したタービンロータ等を貯蔵保管するため、以下のとおり、原子炉施設の変更を行う。

### 1. 原子炉施設の変更計画件名

タービン保管庫の設置

### 2. 変更計画の概要

志賀原子力発電所2号機低圧タービンの取替えに伴い取り外したタービンロータ等を貯蔵保管するタービン保管庫を、志賀原子力発電所敷地内に設置する。

タービンロータ等は、容器に詰めてタービン保管庫で貯蔵保管する。

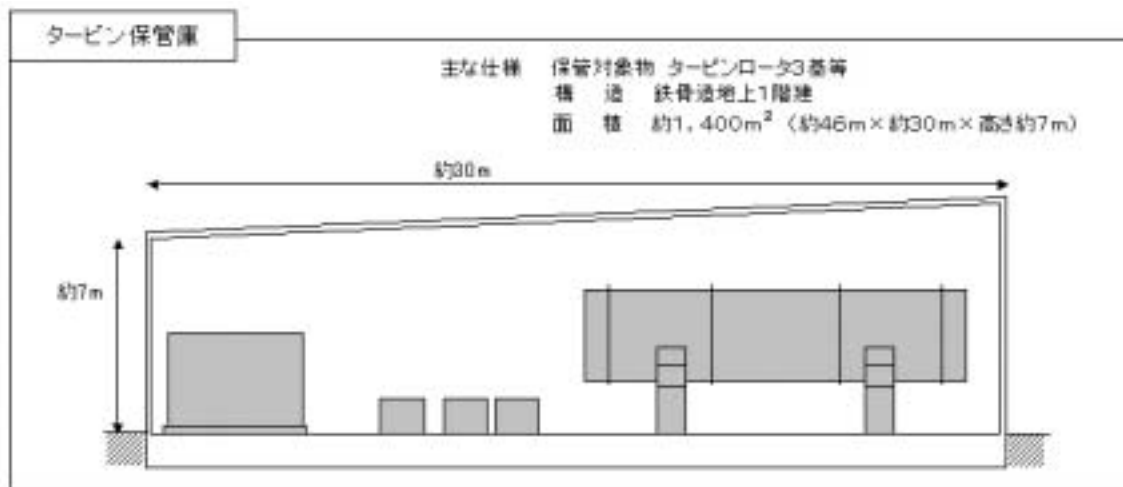
### 3. 添付資料

添付資料1 タービン保管庫の設置場所

添付資料2 タービン保管庫の仕様及び保管対象物

以 上

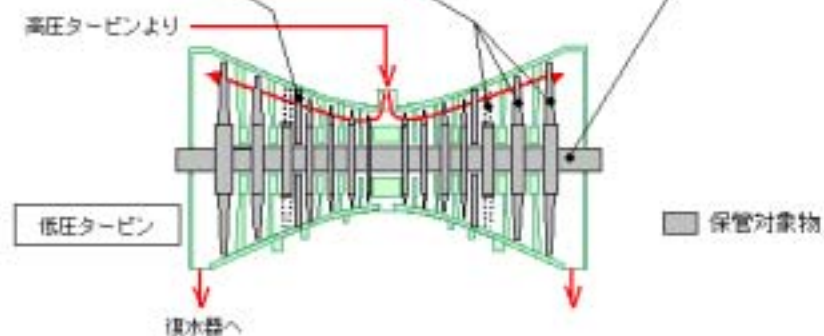
## タービン保管庫の概要



↑ タービン保管庫に貯蔵保管する。



↑ 放射性物質の飛逸を防止するため保管容器に詰める。



タービン保管庫の設置場所

